

平和講演会・映画会 語りつごう いのちの大切さを

イベント



第二次世界大戦後の「シベリア抑留」について、映画や講演を通じて学びませんか。
会場に戦後強制抑留の資料を展示します。

日時 3月10日(日)午後0時30分～4時(正午開場)

会場 戸塚地域センター(高田馬場2-18-1)

第1部 平和映画会

『ラーゲリより愛を込めて』

運命に翻弄されながら再会を願い続けた2人の
11年に及ぶ愛の実話。

同映画公式ホームページ
(HP <https://lageri-movie.jp>)



©2022『ラーゲリより愛を込めて』製作委員会
©1989清水香子

出演 二宮和也・北川景子ほか

監督 瀬々敬久

第2部 平和講演会

「語らずして死ぬるか 酷寒のシベリア抑留3年の体験談」

ラーゲリ(強制収容所)での抑留生活を語ります。

講師 西倉勝(シベリア抑留体験者)

共催 新宿区平和派遣の会

協力 平和祈念展示資料館

申込み はがきかファックスに3面記入例のほか希望人数(3名まで)を記入し、2月27日午後5時(必着)までに問合せ先へ。新宿区ホームページからも申し込みます。定員120名。応募者多数の場合は抽選し、当選者にのみ入場券を2月28日(水)までに発送します。

問合せ 総務課総務係(〒160-8484歌舞伎町1-4-1、本庁舎3階) ☎(5273)3505・FAX(3209)9947

HPで詳しく



家庭で余った食品は フードドライブへ

ご家庭で余った食品を活用しませんか。提供したい食品を設置場所へ直接、お持ちください。

■フードドライブ常設窓口を

新設しました

▶MUJIcom武蔵野美術
大学市ヶ谷キャンパス
(右写真。市谷田町1-4)



●その他の常設窓口

▶無印良品新宿通り(新宿3-17-1、いさみやビル地下1~3階)

HPで詳しく



▶無印良品新宿ペペ(歌舞伎町1-30-1、西武新宿ビル西武新宿ペペ7階)

▶無印良品新宿靖国通り(新宿3-15-15、新宿ピカデリー地下1~2階)

▶ピーコックストア高田馬場店(高田馬場1-28-7)

▶ピーコックストア目白店(下落合3-14-21)

▶イオンフードスタイル西新宿店(西新宿5-1-1-101)

▶ダイエー四谷荒木町店(荒木町23-4)

※新宿リサイクル活動センター(高田馬場4-10-2)、西早稲田リサイクル活動センター(西早稲田3-19-5)でも受け付けています。

「フードドライブ」とは

各家庭で余った食品を集め、地域の福祉団体等を通じて、必要とする方に提供する活動です。

問合せ ごみ減量リサイクル課ごみ減量計画係(本庁舎7階) ☎(5273)3318・FAX(5273)4070

新宿区物価高騰対策臨時給付金 (低所得者支援及び定額減税補足給付^(★))を支給します

HPで詳しく



★定額減税や定額減税しきれないと見込まれる方への給付については、別途お知らせします。

支給対象世帯の世帯主あてに、支給案内(圧着はがき)か振込口座等を確認する確認書のいずれかを発送します。

支給対象・支給額等 右表のとおり

※最新の税情報により不支給となる場合があります。

※DV等の被害を受けて区に避難している方は給付を受けられる場合がありますので、区の担当課へご相談ください。

●支給案内(圧着はがき)が届いた方(手続き不要)

支給案内(圧着はがき)は2月16日(金)から順次発送します。内容をご確認ください。

●確認書が届いた方(手続きが必要)

確認書は3月15日(金)から順次発送します。必要事項を記入の上、同封の返信用封筒で、6月28日(金)(消印有効)までに返送してください。期限までに返送がない場合、給付を受けられません。

問合せ

区物価高騰対策臨時給付金コールセンター

☎0120(008)115

(土・日曜日、祝日を除く6月28日(金)まで開設)

※代筆・代読が必要な方や電話での問い合わせが困難な方向けの相談窓口を、6月28日(金)まで区役所第1分庁舎8階に開設しています。

区の担当課 物価高騰対策臨時給付金対策室(第1分庁舎8階)

☎(5273)4112・FAX(5273)4366

支給対象 (令和5年12月1日(基準日)に新宿区に住民登録のある、下記の世帯)		支給額
①住民税均等割非課税世帯 ※12月から支給している「物価高騰対策臨時給付金」(7万円)と同じ対象世帯です。	世帯全員が、令和5年度の住民税均等割が課税されていない、または、特別区税条例により免除されている世帯(生活保護を受けている世帯を含む)	1世帯につき 3万円 (区独自給付) ※12月から支給している7万円の給付金と合わせ、計10万円の給付となるよう支給します。
②住民税均等割のみ課税世帯	世帯全員が、令和5年度の住民税所得割を課税されていない世帯(上記①を除く)	1世帯につき 10万円
③上記①②のうち、18歳以下のお子さん(子ども加算)	上記①②のうち、平成17年4月2日以降に生まれたお子さんがいる世帯	お子さん1人につき 5万円
④住民税課税所得の合計が300万円未満の世帯	世帯全員の令和5年度の住民税課税所得(令和4年の合計所得金額)の合計が、300万円未満の世帯(上記①③を除く)のうち、平成17年4月2日以降に生まれたお子さんがいる世帯	お子さん1人につき 1万円 (区独自給付)

※給付金の受給権者は世帯主です。